

日本社会福祉学会事務局から

◆会費の納入はお済みですか

日本社会福祉学会の会期は4月1日より翌年3月末日までです。2016年度の年会費をまだお振込みいただけていない方は、至急お納めくださいますようお願いいたします。

また、**2014年度の年会費が未納の方は**、2017年3月31日までに未納分の年会費をお振込みいただけない場合、3年間の年会費滞納ということで、**2016年度末をもって滞納退会となります**のでご注意ください。

2015年度の年会費が未納の方は、同じく2017年3月31日までに未納分の年会費をお振込みいただけない場合、2017年4月以降に発行される『社会福祉学』の送付を一時停止させていただきます。会費のご納入が確認されましたら、学会誌を発送いたしますので、どうぞご了承ください。

これから納入される方で、銀行振込みによるご入金をお考えの方は、お名前の前に会員番号を入力してください。また、大学等のご所属先を通じてお振込みをされる場合は、ご所属先の経理担当者の方から、本学会にその旨をメールまたはFAXでご連絡いただくようご依頼ください。

◆登録情報更新のお願い

お引越しや所属先の異動などにより登録情報が変更される方は、学会HPの会員専用ページ「マイページ」より、以下の手続きが可能ですので、どうぞご利用ください。

- ①登録内容の確認・変更、②パスワードの変更、③会費納入状況の確認、
- ④会員名簿検索

なお、パスワードをお忘れの場合、メールアドレスの登録が必須となりますので、その際には事務局（office@jssw.jp）までお問い合わせください。

◆第65回秋季大会の発表申し込みを検討されている皆様へ

発表申し込み資格は2017年4月現在、日本社会福祉学会の会員であることが前提です。ただし、新規入会される場合、5月12日（必着）までに入会届をご提出いただくと、審査を経て2017年度秋季大会（第65回秋季大会）での発表資格が生じます。

会員の皆様のお知り合いに、発表を検討されていて、まだ入会されていない方がいらっしゃいましたら、上記締め切りをご周知いただけますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

編集後記

1 年で最も寒い季節を迎えておりますが、皆さまお元気でお過ごしでしょうか。新体制で編集する学会ニュースの第 2 号をお届けいたします。

本号では、学会ロゴマークに込められたコンセプトのご紹介や、昨年出された「投稿にあたっての注意喚起」の背景を、坏機関誌編集委員長にご執筆いただきました。また、新シリーズ・社会の潮流を読むでは、岡部会員から、障害者権利条約を基軸に、成年後見制度の課題や利用契約制度への転換を問う時宜に適ったご提起をいただきました。世界の潮流に学び、社会福祉の固有性を見極めつつ、地に足のついた日々の研究や実践が、改めて求められているように思われました。

その他数多くの会員の皆さまのご協力をいただき、今号も発行することができました。広報委員会では、より親しみやすい学会ニュースを目指して、改善を進めていく所存です。引き続き、変わらぬご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

飯村史恵(立教大学)